

特定非営利活動法人 AKTO

こどものセーフガーディングのための行動規範

1. 目的・適用対象

本行動規範は、国連「子どもの権利条約」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の理念を踏まえ、AKTOの活動に関わるすべての者のために定めるものです。

こどもは保護される対象であるだけでなく、自らの意見を持ち、表明し、活動に参加する権利をもつ、ひとりの人間として尊重される存在です。AKTOはこどもを「権利の主体」として捉え、関係するすべての者に次の2つの責務を求めます。

守る責務：こどもをあらゆる虐待・搾取・危険から守り、こどもの最善の利益を常に第一に考えて行動すること。

支える責務：こどもが安心して意見を表明し、活動に参加し、自分らしく成長できる環境を積極的につくること。

【適用範囲】 本規範は、役員・職員・非常勤職員・ボランティア・実習生・インターン・委託先関係者など、AKTOの活動に関わるすべての者に適用されます。

業務時間内外・終業後・休日・SNS上を問わず、こどもとの関わりはすべて対象となります。

本行動規範の運用に関する詳細は、別に定める運用手順書及び対応フロー図によるものとし、事案発生時の記録は相談受付票、報告記録票及び対応経過記録票により行います。

2. 行動規範

以下の行動規範は、活動時間内外を問わず適用されます。違反した場合は、その程度に応じ、指導・注意・活動停止・解任・解雇・委託契約の解除を含む措置を講じることがあります。また、違反の内容によっては関係機関への通報・告発を行う場合があります。

■ 禁止事項（以下の行為は、いかなる理由があっても行いません）

第1項 こどもの心身及び尊厳を傷つける言動の禁止

- A こどもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする。
- B こどもに恥ずかしい思いをさせる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で心理的に傷つける。

- C こどもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をしたりする。
- D 特定のこどもを差別したり、他のこどもと異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する。
- E 違法・危険・乱暴なこどもの振る舞いを大目に見たり、加担したりする。

第2項 性的な言動・接触・関係の禁止

- F こどもに対して、性的な言葉・示唆・冗談・態度や、性的なことを連想させる挑発的な身振りなど、性的な意味合いを持つ不適切な言動を行う。
- G こどもとの性的・肉体的関係をもつ（同意の有無を問わず、18歳未満と知らなかったことは免責の理由にならない）。
- H こどもを利用する、もしくは傷つけるとみなされかねない関係性をつくる。
- I こどもが虐待にあいやすい状況をつくる。

第3項 私的接触・疑念を招く状況の回避

- J 活動に関わるこどもと活動外で個人的に連絡をとる、またはとろうとする（SNS・メッセージアプリ等を含む）。
- K 活動に参加しているこどもと同じ床で寝る。
- L 活動に参加しているこどもと同じ部屋で寝る（ただし、例外的状況かつ事前に代表者の許可を得ている場合を除く）。
- M 長時間の二人きりの状況や密室での対応など、疑念を招く状況に自分自身を置く。

第4項 写真・動画・個人情報の不適切な取扱いの禁止

- N ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像・動画・ウェブサイトにてこどもを誘導し、その危険にさらす。
- O こどもを特定し得る写真・動画・個人情報（氏名、学校名、SNSアカウント等）を、目的外で取得・共有・投稿する。
- P 撮影目的の説明と本人（及び保護者）の同意を得ずに写真・動画を撮影する。

第5項 その他の禁止事項

- Q こどもが自分でできることを必要以上に手伝う（過度な身体的補助）。
- R こどもへの児童労働・商業的搾取・人身取引等への関与または加担。

■ 留意事項（こどもと接する際に心がけること）

以下は、禁止事項を守るだけでなく、積極的にこどもの安全・安心を守り、こどもの成長と参加を支えるために求められる行動です。

- ア どのような状況がこどもにとって危険となり得るかを常に意識し、活動の計画・準備・実施の各段階で安全への配慮を行う。
- イ 可能な限り、他者の目が届く場所でこどもと接する。
- ウ どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる。
- エ 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないよう、各自が責任感をもって行動する。
- オ 職員・ボランティアとどう接しているかについて日頃からこどもと対話し、気になることがあれば伝えるよう促す。
- カ こどもをエンパワー（こども自身が安心して声をあげられるよう支える）する。こどもの権利や、何が適切で何が不適切か、困ったとき（「いやだ」「こわい」など）には誰に・どう伝えればよいかについてこどもたちと話し合い、安心して声を上げられる環境をつくる。

■ 気がかりな事案の見逃し防止・相談・報告義務

気がかりな事案（行動規範違反の疑いを含む）を見聞きした場合は、以下の手順に従います。

- ・ ボランティアスタッフ：現場スタッフへ即時に共有する。
- ・ 現場スタッフ：代表者へ即時に共有する。
- ・ 当事者が現場スタッフ又は代表者である場合は、その者を經由せず、代替連絡先（ ）へ直接報告する。
- ・ こどもの安全確保が緊急を要する場合は、上記ルートを待たず、外部機関（119・110・189・児童相談所等）へ直接通報することを妨げない。

通報者の個人情報・相談内容は守秘義務のもと適切に管理されます。

良心に基づいて通報した者が不利益を受けないよう、AKTO は通報者を保護します。

故意による虚偽の申告を行った場合は、別途内部規程に基づき対処します。

制定日：2026年5月1日

最終改定日：2026年5月3日